

## 勧告に当たって (北九州市人事委員会委員長談話)

本日、北九州市人事委員会は、市議会及び市長に対し、本市職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

人事委員会による給与勧告制度は、地方公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、本委員会はこれまで、本市行政職職員と市内民間従業員の給与水準との均衡を図ることを基本に勧告を行ってきたところです。

本年も、例年同様の方法により、本市行政職職員とこれに相当する市内民間事業所の事務・技術関係職種の従業員の本年4月分給与を比較したところ、本市職員の給与が民間従業員の給与を792円(0.19%)下回っていました。

本委員会は、この較差を是正するため、人事院勧告の内容に準じ、若年層に重点を置いた給料表の改定を行うことを勧告するとともに、交通用具使用者に対する通勤手当額の改定を行うことを勧告いたしました。また、民間事業所における特別給(ボーナス)の支給状況を受けて、本市職員の「期末・勤勉手当の支給月数及びその配分」について言及しました。

このほかに、「国家公務員の給与制度の総合的見直し」を受けた「これからの人事・給与制度」の他、「雇用と年金の接続」、「公務能率の向上と時間外勤務の削減」、「職員の心の健康づくり」、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」、「女性職員の登用拡大」、「服務規律の保持」について、本委員会としての基本的な考え方を述べております。

本市職員の給与水準の引上げは6年ぶり、ボーナスの引上げは7年ぶりです。

公務を取り巻く昨今の厳しい状況の中、職員各位におかれては、市民の信頼と期待に応えるよう、一層職務に精励されるよう要望いたします。

平成26年9月16日

北九州市人事委員会

委員長 河原 一 雅